



発行 東京都

目次

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

告示

- 東京都告示第七百八十四号
- 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等とおり告示し、縦覧に供する。
- 平成三十年五月三十日
- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

豊島区南池袋一丁目二十一番一、同 平成三十年五月
 番六から同番九まで、同番十一から 十日
 同番十五まで、同番十九、同番二十、
 同番二十三から同番二十六まで、同
 番三十七及び三十番三十二から同番
 三十四まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
 第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第七百八十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

平成三十年五月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年四月十一日	国立市西一丁目十六番三十路の一部	延長 一八・〇〇 幅員 四・〇〇

●東京都告示第七百八十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

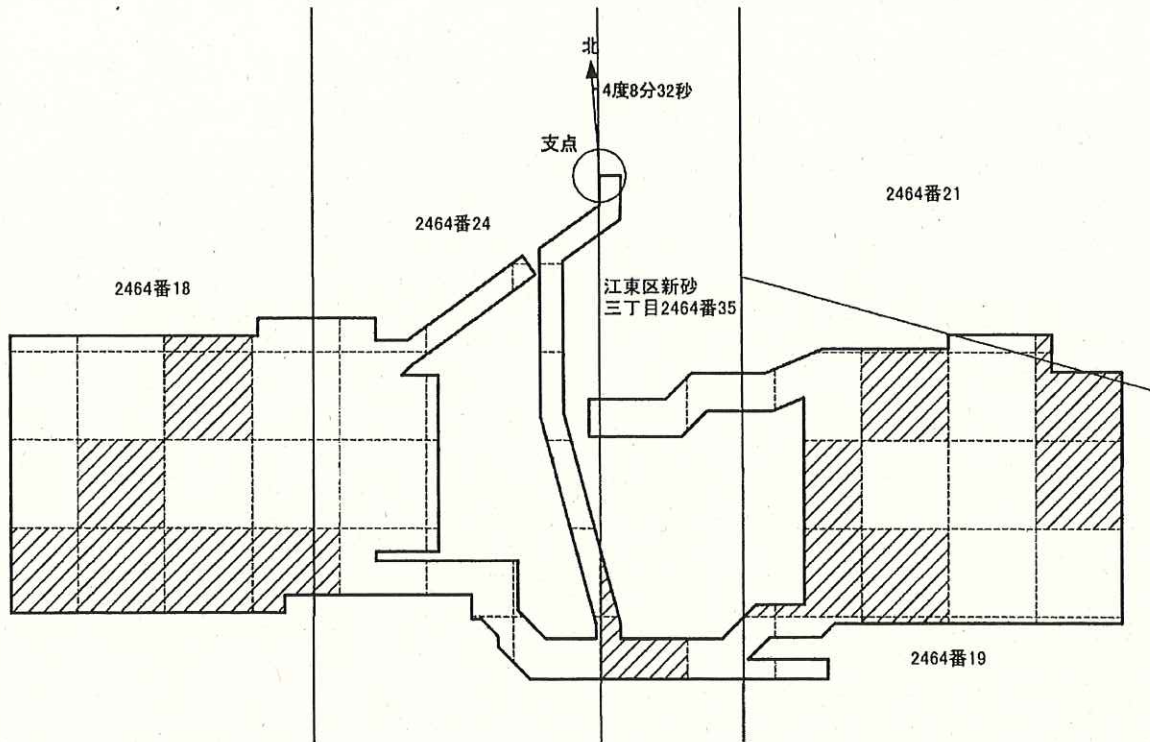
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新砂三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十一号に該当する。

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域 (規則 第58条 第5項11号に該当する区域)

【支点】

支点は、調査範囲の最北端とし、その地点の座標を以下に示す。
 $X=-37706.417, Y=-123.984$
 ※座標は測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系の座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(4度8分32秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百八十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

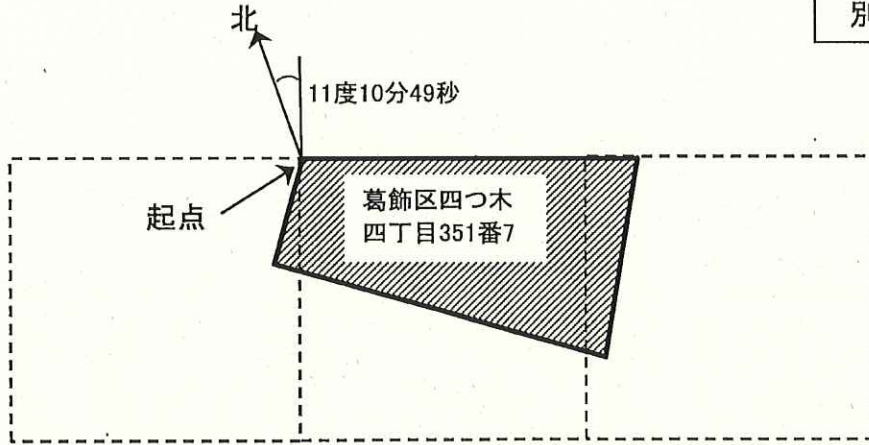
平成三十年五月三十日


東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区四つ木 四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン

別図



<凡例>
 : 形質変更時要届出区域
 - - - - : 単位区画
 ———— : 敷地境界

<起点>
 起点は、葛飾区四つ木四丁目351番7の最北端とする。

<格子の回転角度:11度10分49秒>
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第八十五号

次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があった。

平成三十年五月三十日

東京都選挙管理委員会